

# 【 会 議 録 】（概要）

日時： 令和4年（2022年）7月25日（月） 午後9時30分～11時30分

会議名	令和4年度（2022年度） 第1回越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会
場 所	本庁舎8階 第2委員会室
議 題	（1）指定管理者の評価について ・令和3年度（2021年度） 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価について
出席者	<b>【委員】</b> 高橋会長、菅沼副会長、長野委員、野中委員、上ノ原委員（5名） <b>【施設所管部職員】</b> （市長公室） 中村人権・男女共同参画推進課長 （市民協働部） 横井市民活動支援課長、窪田市民課調整幹 （福祉部） 山崎障害福祉課長 （地域共生部） 関地域共生推進課長、齋藤地域共生推進課調整幹 （都市整備部） 平井市街地整備課長、濱野公園緑地課調整幹 （教育総務部） 木村生涯学習課長、小野田スポーツ振興課調整幹 （10名） <b>【事務局】</b> 永福行財政部長 野口行財政部副部長 山梨公共施設マネジメント推進課長、 堤公共施設マネジメント推進課調整幹、 梅津公共施設マネジメント推進課主事（5名）
資料等	別添のとおり
内 容	会議録（要旨）のとおり
●決定事項等 ・指定管理者の評価については、意見なしとする。	

# 会議録（要旨）

司会：公共施設マネジメント推進課 山梨課長

## 1 開会

## 2 会長あいさつ

- ・高橋会長から開会の挨拶

## 3 委員紹介及び職員紹介

- ・司会から委員の紹介及び市出席者の紹介を行った。

## 4 議事

### （1）指定管理者の評価について

令和3年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価について

- ・【資料1-1】【資料1-2】「令和3年度（2021年度）指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表【総括版】【各施設の評価】」に基づき、事務局から指定管理者の評価及び評価方法、評価表の改正内容等について説明した。

#### <質疑・応答>

（菅沼副会長）今回から新しい評価表になっており、収入の部と支出の部が細かくなり、それ以外に市の経費負担額が加わったが、例えば資料1-2の6ページにて、具体的なものとしてご質問するが、令和3年度計画では1億8,600万円の委託料収入があつて、実績が約1億8,500万円。最終的な経費の分の合計が出て、差額として実績のほうが69万8,637円のプラスということになっていて、さらに市の経費負担額で約3,277万5,000円になっている。これで全体としてはこの経費がどれだけかかっているかというのと、この委託料の関係の支出合計額の1億8,700万円と、市の経費の3,277万円ぐらい、これを合計したのがこの施設にかかっている経費という理解でよろしいか。

2つ目に、差額としてプラスの約69万8,000円となっているが、この数字は、自主事業収入から自主事業経費を差し引いたものになっている。

この委託に關しての収入と支出の差額ということではなくて、自主事業に關しての収支、差額を出しているということによろしいか。その場合、委託料収入から委託事業に對しての支出を差し引いた差額が何になるかということ、その下の管理経費の収支状況に關する増減・差額の理由に、差額39万6,626円を市に戻し入れしているとの記載がある。これが計画の1億8,600万円から実績の約1億8,560万円の委託料収入実績を差し引いたもの、この差額に一致している。そうすると実際の計画、予算から実績を差し引いた差額が市に戻し入れているという意味での差額になっていて、一般的には予算、実績があつて、その差額がこういった収支計算では使われる話だが、そういう意味では一般の収支の表とはちょっと違つた計算になっている。取りあへずこの書き方については、そういう書き方になっているのかということを確認させていただきたい。

(事務局)

1点目のご質問について、今回の評価表では、参考として市の経費負担額をお示しし、支出合計を含めて施設全体の経費としてお示ししている。収支は、委託事業と自主事業も含めたもので収支となっている。

2点目のご質問について、この差額につきましては、結果的に自主事業の差額というところになっている。よつて、この差額がプラスであれば指定管理者の利益となり、マイナスであれば指定管理者の負担額となる。また、委託料については、基本的に年度末に精算を行い、市に返還することになるため、この計画額から実績額を差し引いた額が市に戻されるというような表になっている。

(菅沼副会長)

そうすると、例えば一旦委託料は指定管理者のほうに1億8,600万円入ると。普通はその委託料が入つた部分が収入で、1億8,700万円の経費を使つて残つた39万6,626円というのが差額として残る。ただ、それは市に戻されるのだという意味で、通常は1億8,600万円の収入に對して支出の部分の、この自主事業を入れるかどうかは別にしても、計算した上で差額を出したものが市に戻されるというような表にするほうが分かりやすいと思う。さらに、この実際にここに出てきている差額が自主事業についてのみ差額ということであれば、自主事業についての差額代ということで明確に書いたほうが分かりやすいのではないかと思う。

(事務局)

今回、今までは収入、支出の合計額のみということで、内訳がなかつたこと、自主事業の部分も見えてこなかつた部分があつたためこうい

た収支計算表となった。表記の仕方については、来年度に向けてまた高橋会長を含め委員の皆様にもお示ししながら、より分かりやすいような形にさせていただきたい。

(高橋会長) 私も事前にご相談を受けていたところで、皆さんが見て分かりやすい方法というのが一番いいので、ただいまのご意見は事務局にてさらにブラッシュアップし、検討していただきたいと思います。委託料収入が実費精算ということになるため、最後そこをどう見せていくかというところで、結局どのぐらい市の財政に寄与したのかというのを、より分かりやすく伝えるという観点が重要かと思う。さらに配慮を進めていくことで、そこに関しましてはほかの委員もぜひご意見をいただきたいと思います。

(菅沼副会長) この表については、昨年度に比べて非常にいろんな項目が入って、非常に分かりやすくなっているかと思う。見方については先ほどご説明いただいたということで理解したが、そうすると50ページの指定管理者、越谷ツインシティについての管理経費の収支状況については、今ご説明いただいた見方と違うため、どのように見たらよいのかご説明をいただきたいと思います。

(事務局) ほかの施設と異なり、こちらの東口の駐車場は利用料金制度を導入している。収益がある程度発生する施設であるため、その利用料収入を元手に支出をしており、その差額は指定管理者の利益となる。ほかの施設についても利用料金制度の導入は可能であるが、実際に利用料収入で支出を賄えるような金額ではないため、利用料金制度は東口の駐車場のみとなっている。

(野中委員) 今回この評価表になったことで、市の経費負担も示されており、項目も設置され、明確化したことで一歩前進したということは評価したい。その上で、先程事務局から説明があったが、最初見たときに、この差額というのが何を示しているのか分からなかったが、自主事業収支により発生していることで理解した。昨年、表の数字の出し方が、最終的に委託料を幾ら使ったかというような表になっていたため、この場合はもし事業者の持ち出しがあっても内容は分からないというような話が論点になっていた。そこを対応していくという話が昨年あったと思う。それで今回の評価表になったところで、今回の自主事業については把握できたが、施設管理の全体を見たときに、収入に対して経費負担、プラス

であったのかマイナスであったのかということで、これを見たときに委託料の収入実績が計画より少なくなっていると戻しがあったのだろうという推測ができて、逆に持ち出しがあったときはぴったり合うという形になる。その持ち出しの内容は見えないと。施設管理者の方が自分のところの管理費で差額を処理しているのだろうという推測はできるのだが、プラスにしてもマイナスにしても、それが目に見えるような形で、ぜひそういうところを研究していただきたい。

(事務局) 差額につきましては、当然プラス・マイナスで、内容的なものについてはなかなかお示しづらいところもあるが、実際各課では細かい収支について把握している。レイアウトの問題もあるが、来年度に向け、うまく表現できるような形に検討させていただきたい。

(高橋会長) 収支計画の上でマイナスになっているところが最終的に自主事業でプラスが出たり、もともと持ち出しが予定されているマイナスがどう手当てされているのか、自主事業と指定管理事業がミックスで表示されていることによる分かりにくさということがご指摘の要点かなと思う。恐らくいきなり評価表が出てくると、どう見ていいのか、受け取り手がそれぞれだと思う。解釈の世界になっているので、例えばこの評価表の最初に表の見方であるとか、その数字をどう読んだらいいのかというところの説明書きがあると良い。収支状況についてのご意見が続いているため、収支のところの特化してコメントするが、そのほかの評価表の部分も含めて、この表の見方みたいな形で、最初の導入の部分で記載していただくにより理解が進むのではと思う。そこも含めて、今後評価表の内容をきちんと正しく伝えるというところをご検討いただきたい。

(事務局) おっしゃるとおりなかなか初めて見た方にはどういう意味合いなのか分かりづらい部分がある。なおかつ、こちらの評価には要求水準を反映させる予定もあるため、それも含めて、まず冒頭のほうでこの表の見方を作成し、より分かりやすい形でこの表が見られるようにしていきたい。

(野中委員) この評価点というのは、男女共同参画支援センター以外は全て評価平均点が2点となっている。全体の結果として平均点が2になったというのは、それはそれとして最終的に分かるのだが、その内容、項目を見ていくと、どれもほとんど全てが2点になっている。事務局のほうから1点や3点をつけることについて、そういう特別な事情がある場合という

ふうな説明があったが、例えば、昨年度はこういう事業をやったのだけれども、今年度はさらに工夫して大変良い評価で上がったとか、あるいは下がった等の表記があってもいいのではないかと思う。各指定管理者というのは、各年度に活動目標を掲げており、当然年度によってその成果が違ってくる。この評価段階が3段階であるため、選択するとなるとどうしても2を選択してしまうのか。もしこれが5段階評価だったとすると、評価に幅が出てくるのかどうか。それとも全部3になってしまうなど考えられるが、評価を点数に表したときの考え方というのをどのように捉えているのか。

(事務局)

現状の評価点では、あくまでも平均、管理運営が適正にできているということであれば2点ということで、仕様等を満たしていれば適正であるという意味合いが強い。今後の評価については、要求水準を踏まえた評価を行う予定である。昨年度選定した男女共同参画支援センターの指定管理者が今年度から運営を開始しているところで、この施設から、要求水準を客観的数値で示した上で選定している。そして、この要求水準の内容を、評価項目へ反映させていく予定である。他施設も指定管理者の更新をしていくごとに、評価表へ要求水準を反映させていくため、5段階という考え方もあるが、まずは要求水準を踏まえた客観的な評価をしていく予定である。

(市民協働部)

評価の考え方について、令和3年度はやはりコロナの関係があり、非常に評価するのが難しかったところである。安全に市民の方々に利用していただくことがやはり1つ目の課題であったかと思う。そういった意味で、評価が適正であったと評価をさせていただいているが、それ以上の特筆すべきところを何かできたのかについては、やはり行動制限があり、難しかったこの2年間だったと考える。やはり各年度の社会情勢によって変わってくると考えている。

評価の考え方については、引き続き事務局と協議していきたい。

(菅沼副会長)

自己評価について、資料1—1の5ページを見ると、評価の流れとしては、各施設のほうから自己評価表が出された上で、それに基づいてそれぞれ評価されていると推察するが、自己評価表の中で2ではなく、1や3の評価があった施設はあったのか伺いたい。もしあったとすると、その自己評価とは違う2という評価をしたかと思うが、それはどういう

価値判断からそういった評価になったのかご教示いただきたい。

(高橋会長) 自己評価点というのは指定管理者がつけているのか、それとも所管課がつけているのか。

(事務局) 指定管理者である。

(菅沼副会長) 今回配布された資料の中の評価点というのは、自己評価の評価と一致していないということによろしいか。

(高橋会長) 実態としてあり得る。

(菅沼副会長) 例えば男女共同参画支援センターは2.2という総合評価になっているため、評価項目を見ると3というのが結構あるところで、この評価点3がついているところは自己評価も3だったのか、それとも自己評価点では2点だったものが所管課の評価では2ではなく3であるという評価をしているのか。

(市長公室) 点数をつける流れとしては、おっしゃるとおり、指定管理者から自己評価を提出いただき、ヒアリング等を通して、最終的に所管課のほうで最終的な評価をしている。前回に比べて5項目程多く、計11項目に指定管理者で3の自己評価をしていたが、市からのヒアリング等と、この指定管理者が3月末で撤退ということで、その中で特筆すべき内容ではないということで5項目を2へ下げている。最終的に6項目が3点という評価となっているが、指定管理者とのヒアリング等をとおし、特筆すべき内容があると判断をして3とした。よって、指定管理者の自己評価を上回る評価をした項目は無かった。

(長野委員) 評価表の見方について、1点目は、例えば能楽堂、野球場、野鳥の森などのように、かなり市としては目玉となるような施設について、共通して管理経費が計画上で最初から赤字になるというように示されている。これは市民の方にどういうふうに伝わればいいのかということが、この審査会としての大事な論点かと思う。実績値としてプラスとマイナスをしっかりと示すというのは、当然だと思うが、最初から赤字を想定して、事業者からの持ち出し分で埋め込むという計画を立てているように伝わることになるが、この考え方自体が指定管理者制度にそもそも即しているのだろうかという疑問がある。指定管理者というのは、その指定管理業務の中での公益性を担保させて、それによって、市全体で見ればもちろん部分最適なのだが、市としての行政サービス水準を高めていくとい

うことなる。その事業そのものが最初から赤字になりますという設定はしないというのが指定管理者制度の設計論だったと理解しているが、過去3年間、継続して赤字になるように事業設計されていることについて、市と審査会とでお互いにコミュニケーションを確立しておかないと、今後問題が生じかねないので、ご教示いただきたい。

2点目として、パフォーマンスのよい指定管理者が撤退していくということがあったが、男女共同参画支援センターにおいては、新しい法人に昨年度審査会で選定したところで、これは今後の制度の運用を高めていくという観点からの質問になるが、このように評価の良い団体が撤退した場合に、そのレガシーをどのように引き継いでいくのかという点である。指定管理者制度の原則論からいうと、もちろん仕様書という長期的な行動を縛るものと、それから短期、各年度で協議というものがある。その意味で言うと、もちろん仕様書は昨年の段階で決められているところであるが、年度単位の、今回の評価が出たことを踏まえて、この新しい指定管理者との協議で、どのようにこの評価結果を活用になっているかという点を共有させていただくと、今後の参考になるかと思うので、ご教示いただきたい。

(事務局) 1点目の収支計画について、例えば能楽堂になりますと、当然イベントをやったの収益ということで、新型コロナウイルスの関係等の影響があるかと思うが、少なくとも赤字にしないというのが基本的な考え方だと考えている。

(教育総務部) 自主事業については、年度ごとの打合せの中で翌年度の自主事業として市民参加型、鑑賞型、利用促進、共催などといった形で計画立てをしていただいている。その事業は協議の上で決定しているところで、この能楽堂で行う事業に関して、共催という形で能楽堂の指定管理者である施設管理公社と、その施設管理公社側での事業を共同で実施しており、共催に当たっての持ち出し分である。実際にこの事業経費としては収入を上回る形で計上している認識である。

(長野委員) 持ち出し分をいただきますということだと、持ち出し分はどこから持ってきているのかという論点がある。結局市から別の委託事業や助成金のようなものが入ることを前提にして事業が組まれているのだとすると、審査会側では分からない情報があって、トータルでは成り立ってい



るといふことで、実態が伝わらないと思う。よって、繰り返しになりますが、計画を立てている段階で最初から赤になるというのには、何か構造がある。しかも、それが3年間ずっと赤を前提にした事業になっているということは、いわば見えない情報が作用している可能性があつて、それは指定管理者制度の透明性の観点からすると、かなり不明な表示になっている。

(高橋会長) 能楽堂の場合、どことどの共催になるのか。

(教育総務部) 市と施設管理公社となる。指定を受けている相手方のいわゆる母体である。

(高橋会長) 主催は市になるのか。

(教育総務部) 主催者として名を連ねている者が市の教育委員会、施設管理公社となる。複数いる場合は共催という形で呼んでいる。

(高橋会長) この自主事業収入というのは、これは能楽堂のイベントをするイベント収入でよろしいか。自主事業経費というのは、いわば公社の協賛費、それプラス諸経費のようなものか。

(教育総務部) おっしゃるとおりである。事業を実施するに当たつての経費となる。

(高橋会長) そこに教育委員会もかかわっているということは、市からも協賛金が出ているということか。

(教育総務部) 事業によっては教育委員会のほうで負担をするような場合もある。

(高橋会長) 評価表を見ると、赤字になることが示されていると思うが、いかがか。そういう収入として協賛者から出ているお金が見えないため、この自主事業がまるで赤字のように見えている。結局収支は恐らくとんとなつているはずなので、そういう意味ではここで実態が全部表せていないのではないのかという長野委員のご指摘かと思う。今後のため実態はどうなつているのかご教示いただきたい。

(教育総務部) その事業ごとの収支について、持ち合わせがないため赤字をどう負担しているかということをお示しできないが、基本的には指定管理者で計上していただいているものを、収支として表した結果がこういう形になっている。今後整理していきたい。

(菅沼副会長) 評価表の予算の段階で赤字になっている部分。その赤字というのが自主事業のところ赤字になっている。自主事業についてはそういった事業が入つていて、そこに市からの予算も入つている。予算の段階で、自

主事業でこういう事業をやりますと、その収支について予算立てをしているはずであるが、最初からこの自主事業については、市からの協賛金等で入ってくる収入も入れた上で赤字という前提での予算立てになっているのか。それとも市からの収入があるため、最終的にはとんとんで赤字にはなりませんという予算立てだったのか。

(教育総務部) 赤字を前提にということではないと認識している。

(菅沼副会長) 書き方としてこれが正しいのか。

(高橋会長) 自主事業であれ、本来とんとんではないと事業としてはやっていけないわけで、自主事業も含めてここに管理経費の収支状況として表すのであれば、恐らく市とほぼ一体なので、市の協賛金が入っていないとか、要は収入が何か見えていないところがあると思う。

(菅沼副会長) もし自主事業としての収入に協賛金が、ここに見えている、例えば能楽堂の自主事業の計画として55万円という予算があるが、それだけではなく、あと50万円ぐらいの協賛金が入っているとすると、それも合わせて自主事業の収入と書くべきであると考えます。

(高橋会長) このような市からのお金、第三者からのお金と収入を踏まえて、元手として自主事業経費を払って、そこでとんとんになるのですよという計画が本来の姿であると思う。それがこの評価表には現れていない。そういう計画で実行されているにもかかわらず、そもそもどこから出てくるか分からない負担が生じるような事業をやっているのではないかという誤解を生んでいる。生涯学習課がやられている実態とこの表の現れ方が違っているので、そこをきちんと踏まえた上での評価も、当然評価の目線、それから市民の方への伝達ということの公表が必要である。

ここは、まずは所管課に、収支状況がどうだったかという実態、どういう計画を立てられていたかというところを、後日、数字をご報告いただきたい。それも踏まえて、この評価表としてその自主事業をどう現していくのか。収入、支出という切り口で上下にまとめているので、指定管理事業と自主事業が混在していて、その収支バランスというのがよく見えなくなっているというところが各委員の質問に繋がっているもので、ご検討いただきたい。

先程の長野委員の2点目の質問についてはいかがか。

(市長公室) 昨年の議会で新たな指定管理者の指定をいただき、その後運用開始ま

での3ヵ月間、細かい質疑も含めて協議をさせていただいている。以前の指定管理者がNPOであり、市民の方を中心として、いわゆる男女共同参画の推進に非常に思い入れのある方たちが多かったというところがあって、評価の中でも、様々な工夫をして管理運営をしてきたという自己評価があり、市の評価として、今までも2.4等高い評価をしてきたところである。男女共同参画支援センター「ほっと越谷」も昨年度に20周年を迎えたところで、今後どのように男女共同参画を進めていくのだというところで質疑等はさせていただいている。実際に新しい指定管理者が、いわゆる管理職、所長、副所長以外の職員の方は、ほぼ継続で前指定管理者の職員を採用していただいているため、今まで20年間積み重ねてきたものは、新たな指定管理者が引き継いだ上で、さらなる躍進を期待しているところである。

また、昨年度仕様書の中で具体的な要求水準を数値により設定し、選定されておりますので、来年のこの場で実際にどうなったかというのは、お示しできると考えている。

現在、指定管理者が変わった中で、所管課としてあまり想定していなかった取組は、施設内でのどなたでも使えるWi-Fiを設置していただいて、利便性向上を図っている。こういった新たな状況の取組は見えているところなので、今度は株式会社としての考え方のすり合わせに時間がかかると思うが、基本的には今まで築いてきたものはしっかりと確保させていただきたいため、協議はさせていただいている。

(長野委員) 今回の評価結果は、指定管理者へどのように伝えているのか。

(市長公室) 今回の評価自体については、新しい指定管理者とはまだ協議していない状況である。今回の評価結果を踏まえて、当然今までよかったところと、今後も改善しなければいけないところは、共有していきたい。

(上ノ原委員) 施設番号4番から10番の交流館の7施設のアンケートの回答数がいずれも121件と同じ件数になっているが、これは間違いがないか。

(市民協働部) 誤りのため、修正させていただきたい。赤山交流館は121件であるが、大沢北交流館が126件となる。その次の蒲生交流館が98件、南部交流館が78件、大袋北交流館が81件、桜井交流館が96件、南越谷交流館が104件となる。

(高橋会長) 2点、所管課へ伺いたい。まず、施設番号11番の市民活動支援センタ

一。指定管理者は、アイル・オーエンスグループ。ここの施設に限らないが、コロナ禍によってやはり来館者数が大幅に減少し、それを持ち直しているところがある中で、当施設は令和2年度に比べて支援センターと中央図書室、いずれも来所者数、来室者数については持ち直している状況にあり、いろいろ努力されていると見て取れる。例として、資料1-2の25ページに、新たな試みとしてユーチューブでのコンテンツ配信がある。やはりコロナ禍においては、情報発信として、来所しなくても市民の方にこの施設が提供するコンテンツを利用していただく手段として、非常に有効であり、今後発展していくと思われるが、ユーチューブの視聴者数は把握しているか。どのくらい発信、市民の方にリーチしているのかデータとして把握していればご教示いただきたい。

2点目は、そもそもの施設の運営自体に将来的には関わってくるところで、来所者数を前提とする運営から、こういったウェブ等を通じての利用者数を把握するということところで、従来の考え方と柔軟に考え方を比較させながらの運営をすることで、市民に利用していただくというところがさらに重要になってくるが、何か指定管理者との運営の仕方についての協議や方針はあるか。

(市民協働部)

市民活動支援センターでは、ユーチューブの数字については把握していない。ただ、令和2年度、令和3年度とコロナ禍が続き、令和2年は施設自体を開けられなかった期間があった。初めての未知のウイルスということで、やはり施設管理側も非常に、どういう対応をすればいいのかと迷ったのがこの令和2年度であった。令和3年度については、このコロナ禍でもどのように事業を進めていくかを検討しながら運営した1年であった。会議をするにも人数の制限等もあり、市民活動支援センターを使ってイベントを行ったが、来場者数をかなり制限して、整理券を配る等工夫して、ようやく実施にこぎつけたところである。こういった中で、やはり指定管理者もインターネットを使って会議をしたり、講座を開く等、このコロナ禍でどういう活動ができるかといったところを考えながら運営してきた2年間であったため、来所者数については、令和3年度は少しずつ利用が増えてきている状況である。ただ、市民活動団体としては、人と会って活動していくということが一つの大きな目的であるため、来所者数を注視しながら、あわせてコロナ禍がいつまで続

くか不明であるため、このようなインターネットツールを使っていくことは重要になってくると考える。

(高橋会長) 市民活動支援センターについては、指定管理者の選定のプロセスにも関わらせていただいた。来所者含め、市民の交流を増やしていくことが目的の中で、同じ人と交流するのか、新たに参画される人へいかに発信していくかという課題があるところで、選定の際、ご提案の中でも実際にそういうお話をされているため、今運営している中で裾野を広げていくというところには注力されていると思うが、所管課としても、実際どう参画の幅を広げていけるのかは、ぜひ注視していただければと思う。

もう一点、施設管理について、具体的には、施設番号22番、越谷コミュニティセンターで、この施設は開館から43年が経過しているということで、施設が古くなってきていると見受けている。ただ、アンケート結果を見ると、トータルで含めて非常に満足という評価をいただいております、かなり市民の方には満足して利用していただいているところで、施設の老朽化に関しては、きちんと手当てをされているのではないかと受け取れる。老朽化対策をどうしていくのかというのは、恐らく指定管理者だけの話ではないため、今までの老朽化対策を含め、比較的近々に大規模改修も必要になってくると思うが、そういった計画について、今後の具体的な施設の大規模修繕的な施設管理の観点から、計画があれば教えていただきたい。

(教育総務部) コミュニティセンターにつきましては、施設を建て替えることを予定している。当初の予定では令和5年度まで施設を運営し、その後整備を進める計画であったが、令和4年度5月に1年延期することとなった。よって、令和6年度末まで施設運営をすることで計画をしている。それに伴い、施設修繕の部分では、基本的には施設を利用いただく上で不具合が生じているところは、当然修繕は行っていくが、計画的に大規模な修繕を必要とする状況ではないと把握している。

(高橋会長) 関連して、備品等について伺いたい。アンケート結果を見ると、比較的備品の状況がよくないと、市民の方々から、備品等の設置に関して不便であるとか、備品の充実度はどうか等の要望がある。具体的には交流館。ここは指定管理者との指定管理業務の範囲内の部分と、範囲外の部分もあると思うが、今後の全体的な対応方針としての考え方があれば伺

いたい。

(市民協働部) 交流館については、大型の備品というより、例えばラジカセが壊れたとか、そういった小さなことが多い。備品につきましては、令和2年度、令和3年度では、若干人件費等々で執行残が出た部分もあったため、買い替え等対応させていただいた。

市民会館等では、備品の要望は多く出ている。令和3年度では、市と指定管理者で協議した上で、執行残を使って、備品を支給している。やはり予算が限られた中で、できる限りの対応を行っていくところである。

(高橋会長) 比較的この備品に関する意見というのは、継続的に出ていると見ている。引き続き、予算が限られている中で、長期的な目線で、取り換えや、更新の計画等もきちんと指定管理者と協議の上、ご対応いただけたらと思う。

(長野委員) 関連して、中には地盤が沈下しましたとか、かなり大きな構造上の問題があるような報告も拝見したところである。これは、指定管理者の努力云々のレベルでは違うところもあり、とはいえ施設の建設に関する権限を持っているわけではない所管課でも、恐らく難しい案件であると拝見している。これは事務局に伺いたいのが、公共施設等総合管理計画の個別計画レベルで手当てしなければいけないような案件が出てくるとすると、ここでの審査を通じて、事務局と所管課、指定管理者で3者協議のようなものを、ある種システム化していくような提案を当会議からしなければいけないかもしれないと考えている。市民球場では地盤沈下で不具合が生じていると報告されている。構造躯体的な問題についてどう対応するのか伺いたい。

(事務局) 各施設、施設の状況調査をしたうえで、令和3年の6月に個別施設計画を策定している。なおかつ、公共施設マネジメントシステムという、公共施設の情報等を一元的に管理するシステムにて、随時各施設のコスト情報等を反映し、共有化を図っている。実際、軽微な修繕については、指定管理業務の方で行っていただいているところですが、一定の金額以上のものについては、市の負担により修繕等を行うことになっている。構造躯体的な問題に関しては、個別施設計画を検証しながら、財政課と調整する中で計画的に進めていきたいと考えている。

(長野委員) 当審査会では、基本的に指定管理者のパフォーマンスをチェックする

ということになる。インフラの部分で制約があつてしまつて、パフォーマンスが下がっているということであれば、それはその情報を可視化していかなければいけないし、ある一定の年限で計画を立ててそれを改善していかなければいけない。今回、大雨等でかなり被害を受けた報告も複数施設あつて、これは言わば指定管理者の責任では全くない。市として解決しなければいけない問題があるのであれば、この評価表で反映させるべきものかは検討が必要だが、全体としてのレベルアップを図つたということであれば、公共施設マネジメントシステムで入力をした修繕が図られたという情報は、市民の方に向けてフィードバックをした方がよいと思う。

(高橋会長)

いずれにしても、市民の方からそういった要望や苦情が出てきたことに関しては、所管課としてきちんと対応したことを伝えていくまでの責任はあるかと思う。その中で、指定管理者で対応できること、所管課と二者で対応できること、事務局が関わつて市全体として推進するものがあるかと思う。やはり、市全体としてやっていかなければいけないところは、事務局がきちんと音頭を取つて推進していただく必要があるが、ただそこに関しては指定管理者のパフォーマンス評価には恐らく関係ないと考える。よつて、評価の対象外ということではあるが、事実としてそういう要望があり、対応したということは、情報として開示していただくことは当然必要だと思う。

(長野委員)

もう一点保健所との連携について伺いたい。越谷市は近隣市の中で唯一保健所を運営されているところで、社会福祉協議会が指定されている施設を拝見すると、新型コロナウイルス感染症の対応策をしっかりと協議して運営したということが特記事項で書かれている。だからこそかもしれないが、レジオネラ菌が発生したらすぐ発見して中止した等、迅速な対応ができることを理解した。保健所設置市だからこそできることとして、市民の方に安心して利用いただくために保健所からの指導がある、あるいはその保健所のご指導を踏まえてレベルアップしていることも見ればよいと思う。保健所の立場から指定管理者に対して様々な助言もされておられると思うので、何かそのノウハウ支援としてこういうものが行われ、間接的に利用者への支援に繋がつたような案件はあるか。

(地域共生部)

地域共生推進課所管の老人福祉センターひのき荘では、年に4回ほど

衛生検査報告を行っており、その中で残念ながらレジオネラ菌が発生してしまっただけのところである。これについては、検査業務は指定管理者の業務であり、指定管理者より検査結果が基準以上だという報告があったため、速やかに利用停止をしたという経過である。その後の現状復帰は、指定管理者の対応を原則としながらも、速やかに保健所へ情報提供した上で、現地の調査を保健所主体で行った。なかなかレジオネラ菌の数値が下がらなかったため、その洗浄の仕方がどういったものがあるか、地域共生推進課、保健所、水道企業団、営繕課の4課で洗浄のやり方を協議した。そういった部分では保健所の指導はいただけたかと思う。ただ、通常の運営の中で定期的に保健所が関わられるかというのは、これはなかなか難しいことがあるかと思う。しかし、有事が発生した場合に速やかな連携を図ることは可能であると考えている。

(高橋会長)        そういった対応をしていただいて、非常に市民の安全につながったということが評価項目に反映されればより分かりやすくなると思う。ぜひご検討いただきたい。

(野中委員)        評価とは関係ないが、令和5年10月1日に開始されるインボイス制度について伺いたい。実際に今課税事業者の登録申請がスタートしており、国税庁でもPRしているところである。どれぐらい浸透しているかというのはその事業者によって違うが、心配しているのは、このインボイス制度が始まると、消費税というコストが確実に増加してくると思われる事業者がいる。指定管理者のほうでも管理運営の事業をしていく中で、その業務の委託先や、物品の購入先等によって、事業者により様々であり、消費税の金額がかなりアップしてくるという情報が入っている。それで、指定管理者によっては、そのコストアップの結果、将来的に委託料にも影響があると考えられる。特に規模の小さなところに影響が大きくなると思うが、各交流館では、現場からそういった声は出てきているか。何らかの準備をしているのか伺いたい。

(市民協働部)        インボイス制度につきましては、指定管理者からそういった声が上がってはいない。インボイス制度への対応については、他の施設の所管課とも連携しながら検討している状況である。

(長野委員)        今の野中委員の質問は、越谷駅東口の駐車場を管理しているような大規模な事業者は、ある意味システム化されて対応できるということもあ



る一方で、交流館のように、地元住民組織が指定管理者として指定されているケースが複数箇所ある中で、そういった運営者にも影響が出る。つまり、そういう事務や負担に対応していく能力がないのではないかという懸念ではないだろうか。

(野中委員) おっしゃるとおりである。事業者には全て影響が出てくるところで、消費税額が実際に今よりも上がるのかどうかというのは、その事業者の中身により違う。影響が出てくるとは間違いないので、そういうところを注視すると、今と同じコストではいかないようになる。指定管理者にもこれから影響が出てくると思っている。

(高橋会長) インボイス制度が入ると、当然ながら事業者登録をして、そこでインボイスを発行していくことで、この制度の流れに乗るものだと思う。今ですと消費税は、免税業者は税がかからないという課税対象外の事業者がいて、比較的規模が小さかったら消費税はかからないと、税は免税されているが、このインボイス制度はそういった事業者にも影響があるのか。

(野中委員) 取引先の規模が小さいと影響してくるものである。

(高橋会長) 影響というのは、その事業者登録をして、インボイスを発行することになることか。

(野中委員) 登録するかどうかはその事業者の任意である。課税事業者は当然登録するが、小さい規模の免税事業者は、登録するかどうかというのはとても悩ましいところになっている。よって、そういう事業者を委託先に持っている、その分の負担が委託する方に影響する。

(高橋会長) 小規模の事業者なり住民団体が担い手として存在している指定管理者になってくると、インボイス制度の影響がある。そこは市全体として、今後この制度がどう浸透していくのかというところを踏まえて、示していき、運営をしていく必要がある。所管課及び事務局で連携して、対応を検討していただきたい。窓口的な取扱いや、市民の方への影響を踏まえながら準備していただければと思う。

(高橋会長) 今回評価表については、特に管理経費の収支状況の様式が変わり、従来より細かい情報として、見える化されてきたが、まだまだ改善の余地がある。指定管理者の事業の運営状況を正しく示すということと、そこに対して市の負担がどれだけあるとか、自主事業としてどういう積極的

な取組をされているのかという情報が重要になってくると思うが、正しく情報が伝わらないとやはり誤解を生みやすい部分でもある。特に数字というのは分かりやすいので、また各委員からもいろいろご意見賜りながら、事務局のほうで取りまとめの上、この評価という観点、それから住民への開示という観点においても分かりやすい様式の改良に努めていただきたい。

また、事務局からの説明の中にもあったが、この指定管理者の制度の中で要求水準を設定するように今後移行してまいりますので、この要求水準を満たしているのかどうか、それが大きく満たされているのかどうか、そのレベル感の差というものは今後より一層見えてくる部分かと思う。このことを踏まえ、現状3段階での評価をする制度として運用されているが、要求水準の充足度合いや、指定管理者の事業への受け方で、良い評価をできる点や、改善が必要な点があるということで、より実態を踏まえた評価の在り方というところはもう一度再整理をして、引き続き評価表にうまく反映していただけるように、事務局が中心となって検討させていただきたいと思う。

その他、今後の各委員からありました運営の中での改定、改良等、様々なご意見をいただきましたので、ご配慮いただければと思う。

全体をとおしまして、ご意見、ご質問等ありましたが、今回の評価結果に関しましては、大きな修正を必要とする内容はなかったということで、当審査会としては、本件に対し、意見なしとしてよろしいか。

#### 【決定事項】

- ・ 今回の指定管理者の評価については、意見なしとする。